

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、赤門技術士会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、併せて、東京大学および社会の発展に貢献することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 異なる技術分野の交流の促進（異なる部門・異なる技術分野間の交流を促進する）
- (2) 東京大学との連携（東京大学および東京大学の研究者・技術者との連携を行う）
- (3) 技術士制度の普及促進（東京大学において技術士の知名度向上と技術士制度の広報を図る）
- (4) 継続研鑽の支援（卒業生の継続研鑽の支援を実施し、技術者として継続的に資質向上を図ることを可能にする）
- (5) 卒業生相互の交流の促進（技術士・技術者である卒業生の交流を図る。また、技術士・技術者以外の卒業生および卒業生の所属する団体との交流を図る）

## 第 2 章 会 員

(会員)

第 4 条 本会の会員は、次の各号に掲げる個人で、本会の趣旨に賛同するものは幹事会の承認をもって本会の会員になることができる。

- (1) 東京大学（東京帝国大学および第一高等学校を含む）または東京大学大学院の在校生または在籍していた者または卒業生・修了者（聴講生、科目等履修生は除く）であって、技術士または技術士第二次試験合格者または技術士一次試験合格者または JABEE 課程修了者
  - (2) 東京大学の役員、教職員及びこれらの職にあった者で、技術士または技術士第二次試験合格者または技術士一次試験合格者または JABEE 課程修了者
  - (3) 東京大学の役員、教職員等の関係者で、本会の趣旨に賛同し、運営に協力をいただける方
  - (4) その他会長が認めた者
2. 本会の趣旨に賛同する個人または組織・団体は、幹事会の承認をもって、賛助会員となることができる。

(会費)

第 5 条 会員は、総会で決定した年会費を納入する。

(入会)

第 6 条 入会及び退会は本人又は代理人から担当幹事あての申し出による。申し出の手続きは別に定める。

(資格の喪失)

第 7 条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会の届出

- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 会費の未納(2年間の通告後)
- (退会)

第8条 前条の事由により退会した者は、会員の登録を抹消する。

(除名)

第9条 本会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、本会の目的に反する行為を行ったと幹事会が判断した会員は会員の資格を失う。

(会員名簿)

第10条 会員の資格を取得した者があるときは、これを名簿に記載し、会員の資格を失った者があるときは、これを名簿から抹消する。

### 第3章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 代表幹事 1名
  - (4) 幹事 若干名
  - (5) 監査役 若干名
2. 幹事について、必要に応じて、総務、企画、会計、情報システム、等の担当幹事の役割を定めることができる。
3. 前項に定めるもののほか、必要に応じ、会長代行、参与、顧問、名誉会長その他の役員を置くことができる。

(役員を選出)

第12条 会長は、東京大学理事または執行役あるいはそれらの経験者を充てることができる。会長は会員から選ぶものとする。

- 2. 会長及び監査役は、総会の承認をもって任命する。
- 3. 会長、監査役以外の役員は、会員の中から会長が指名した者とする。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表する。

- 2. 副会長は、会長および会長代りを補佐する。
- 3. 代表幹事は、会務の執行を総括する。
- 4. 幹事は、本会の事業の企画・推進を行う。会計幹事などの名称で、役割を明確にすることができる。
- 5. 会計幹事は、本会の会計業務全般を管理する。年度予算案を作成し、承認された予算に基づく本会の各行事の開催等に伴う参加費収入等と交流費等の支出に関する出納を管理する。また、講師謝金、交通費等の振込などや、本会会計の預金・現金の出納記帳と資金管理、幹事会等での執行状況報告を行う。年度末に予算に対応した決算を作成し、監査役の監査を受けて確定し報告する。

6. 監査役は、本会の業務の執行を監査し、総会に報告する。
7. 本会の事業の企画・推進のために、必要に応じ、幹事会の承認をもって細則を定めることができる。  
(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。  
(役員報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。

## 第4章 会議

(会議)

第16条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第17条 総会は、会長、副会長、代表幹事及び幹事、会員で組織する。

2. 総会は、本会の運営及び事業の実施に係る重要な事項を報告する。
3. 会長、もしくは必要により他の役員は、総会を毎年1回以上招集し、その議長となる。
4. 総会は、第1項に掲げる会員（賛助会員を除く）の30%以上の出席（委任を含む）をもって成立する。総会の議事は、総会成立要件となる出席者（委任を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(幹事会)

第18条 幹事会は、役員で組織する。

2. 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 会員の入会及び退会に関する事項
- (2) 総会に提案する議事に関し必要な事項
- (3) 本会の事業の企画、立案、実施等に関する事項
- (4) 会費等、会計に関する重要な事項
- (5) 本会の事業の企画・推進のために必要な細則の制定及び変更に関する事項

(6) 本会の外部団体への加盟に関する事項

(7) その他本会の運営に必要となる事項

3. 代表幹事もしくは必要により他の役員は、幹事会を招集し、その議長となる。
4. 幹事会は、役員（監査役を除く）の過半数の出席（委任を含む）により成立する。
5. 幹事会の議事は、出席者（委任を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
6. 幹事会は、電話、インターネットまたはメール等による会議でも行うことができる。

## 第5章 運営

(事業年度)

第19条 当会の事業年度および会計年度を4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第20条 本会の必要経費に充当するため、会員から会費を徴収する。

2. 会費は定期的に徴収する年会費の他、入会金、初期費用の資金とする設立拠出金から構成する。

3. 会費の徴収方法・金額・使途等詳細については別途「会計細則」に定める。

(資金管理)

第 21 条 本会の資金管理は会計幹事が行う。

2. 会計幹事は会長命により本会事業目的のための資金管理及び会費徴収の目的で銀行口座を開設できる。銀行口座は本会名義及び／若しくは会長名義とする。

3. 口座開設及び資金出納のため、本会会計印を作成する。本会会計印は会計幹事が保管する。資金管理の詳細については別途「会計細則」に定める。

4. 当会の会計業務で使用する赤門技術士会名義の郵便貯金および銀行普通預金口座の代表者は会計幹事とし、当会の住所は会計幹事住所とする。

(決算)

第 22 条 会長は、毎年会計年度の終了後、次の書類を作成し、幹事会の議を経て総会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2. 監査役は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

(予算)

第 23 条 会長は、毎年度、次の書類を作成し、幹事会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

2. 会計年度初日から通常総会までの事業・予算の執行は、幹事会の責により可能とする。

## 第 6 章 会則の変更と解散

(会則の改正)

第 24 条 この会則は、総会において 第 17 条 4 項に定める議決により 改正することができる。

(解散)

第 25 条 本会は、幹事会の審議を経て、総会の議決により解散することができる。

(その他の事項)

第 26 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営及び事業の実施等に関し必要な事項は、幹事会の議を経て、会長が定める。

(施行日)

第 27 条 この会則は、2019 年 6 月 24 日から施行する。